福井市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例による

# 固定資産税課税免除申請の手引き

新たな投資を行った企業の皆様、または今後投資をご予定の企業の皆様に、固定資産税課税 免除の手続きについてご案内いたします。

書類作成にあたっては、記載例等をご参照ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡下さい。



いまの時代、自分からアピールしなきゃ! **編集** 

## I 固定資産税の課税免除

(1)福井市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除

福井市では、過疎地域の持続的発展を目的に、対象地域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

当該課税免除の適用を希望される事業者の方は、本手引き P4以降の「提出書類一覧」をご覧いただき、以下の日までに本市資産税課まで申請をいただきますようお願いいたします。

## 申請〆切 令和9年3月31日※

- ※<u>〆切後は申請を受け付けることが出来ません</u>ので、ご注意ください。ただし、国の法改正などにより期限が延長される場合があります。
- ※申請書類等が整い次第、速やかに本市へご申請ください。取得等してから1年以上経過している固定 資産に係る申請については、<u>課税免除出来ない場合がございます</u>ので、本市資産税課までご相談くだ さい。
- ※申請は課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。
  - (例)令和4~6年度の3か年課税免除を受ける場合は、計3回申請いただくことになります。

#### <参考法令等>

- ○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
- ○福井市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年福井市条例第42号)
- (2)要件(以下のほか、法律等で規定の要件がございます。詳しくは本市資産税課までお問合せください。)

#### 旧美山町、旧越廼村地区 全域

旧美山町地区 一覧(大字)							
赤谷町	朝谷町	味見河内町	市波町	宇坂大谷町			
宇坂別所町	獺ケロ町	大久保町	大宮町	小当見町			
折立町	篭谷町	神当部町	蔵作町	小宇坂町			
小宇坂島町	小和清水町	境寺町	皿谷町	三万谷町			
品ケ瀬町	椙谷町	高田町	田尻町	所谷町			
中手町	奈良瀬町	仁位町	西天田町	西市布町			
西河原町	西中町	縫原町	野波町	計石町			
東天田町	東川上町	東河原町	東俣町	福島町			
間戸町	南西俣町	南野津又町	南宮地町	美山町			
美山大谷町	薬師町	横越町	吉山町				

対象地域

旧越廼村地区 一覧(大字)							
赤坂町	居倉町	蒲生町	茱崎町				
城有町 浜北山町 八ツ俣		八ッ俣町		•			

## 青色申告をしている法人又は個人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産を 取得等※をした者

#### ※【取得等】とは

取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。) のための工事による取得又は建設を含みます。

ただし、資本金額が5,000万円超の法人については、新設、増設※したもののみが対象となります。

# 課税免除 対象者

※【新設、増設】とは

#### ●新設

製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を市内に有しない者が、対象地域に生産設備 等を設置する場合を言います。

#### ●増設

製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に市内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合を言います。

#### 製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業※、情報サービス業等※

#### ※【農林水産物等販売業】とは

対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。 (例)観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストラン など

#### 対象業種

#### ※【情報サービス業等】とは

①情報サービス業②有線放送業③インターネット附随サービス業④「商品、権利、役務」に関する「説明や相談、商品や権利」の「売買契約、役務」を有償で提供する契約についての「申込み、申込みの受付、締結、これらの契約の申込み、締結の勧誘」の業務⑤新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務を言います。

## 対象資産

		対象資産						
		土地	家屋		償却資産			
	製造業			工場用の建物 など				
業種区分		建物の敷地	事業に係る建物 及び	ホテル用、旅館用、 簡易宿泊用の建物 など	機械及び装置			
	情報サービス業等 農林水産物等販売業		その附属設備	作業所 など				
				無人販売所、売店 など				

#### 家屋・償却資産の取得価額の合計額が以下の表区分の額以上のもの

### 設備投資 規模

			法人				
		個人	資本金規模				
			0万円~5,000万円	5,000万円超~1億円	1億円超~		
	製造業		500万円	1,000万円	2,000万円		
業種区分	旅館業	500万円	50071	1,0000	2,0000		
未僅色力	情報サービス業等	30007	500万円	500	<b>.</b>		
	農林水産物等販売業		500⊅⊟	500万円			

※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価額の判定には含めません。

土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限ります。

#### 適用条件

|土地取得日|=所有権移転した日(登記の受付日)

|建設着手日|=工事着工日(工事請負契約や建築確認申請済証で確認できる日)

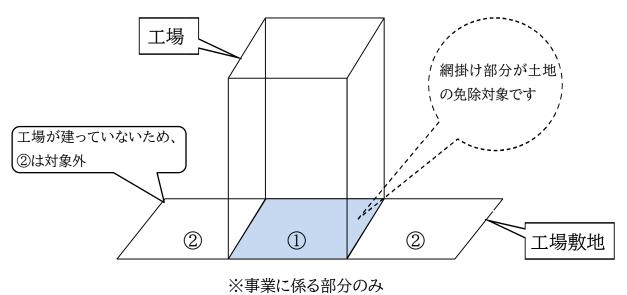
### 課税免除 内容

対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除します(減免率 100%)

## Ⅱ 課税免除の対象となる固定資産

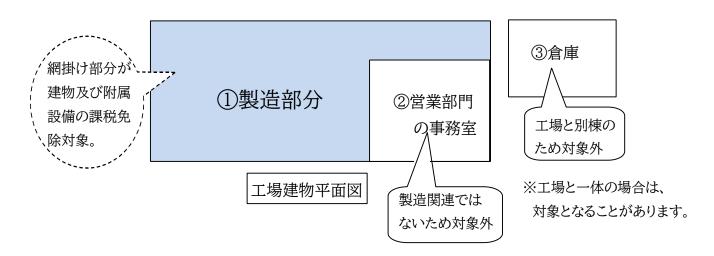
### (1)土 地

- 1 取得の日の翌日から起算して1年以内に免除対象となる建物の建設の着手があったものです。
- 2 (2)に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となります。
- 3 以下のような場合①が免除対象、②は免除対象外となります。



### (2)建物及びその附属設備

- 1 事業の用に供されている部分に限ります。
- 2 以下のような場合①が免除対象、②及び③は免除対象外となります。



## (3)償却資産

- 1 事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- 2 更新のために工業生産設備の取得等した場合で、その取得等により生産能力が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となります。

# Ⅲ 提出書類一覧

◎必須書類

No	提出書類※1	様式の有無※2	確認事項	申請資産の種類		
NO	佐山青規※I		世間サイス		家屋	償却資産
1	固定資産課税免除申請書	0		0	0	0
2	課税免除対象資産に係る明細書	0	・対象資産の確認 (償却資産については、市町村計画に記載された産業振興促進区域 内に設置された資産であること)	0	0	0
3	(課税免除対象資産に係る) 全部事項証明書(登記簿) ※未登記家屋分については、不要		・令和9年3月31日までに取得していること ・市町村計画に記載された産業振興促進区域の資産であること ・取得日	0	0	
4	償却資産申告書 ※既に市に提出している場合は、不要		・令和9年3月31日までに取得していること ・機械及び装置であること			0
5	業種を確認できる書類 ・定款 ・会社概要(パンフレット) ・事業報告書等事業内容の分かるもの など		・市町村計画に記載の振興すべき業種であること	0	©	0
6	事業所全体の平面図(位置図、配置図)、立面図		・直接事業の用に供している部分であること ・対象家屋の敷地である土地であること ・事業に係る建物及びその附属設備であること ・取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当 該家屋の建設の着手があった場合の土地であること ・対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること	0	©	
7	償却資産の使用状況が分かるもの(次の全ての書類) ・機械及び装置の配置図 ・生産工程表 ・配置している状況が分かる写真 ※配置図、写真には償却資産申告書に記載した名称を記入すること ※製造業の工場の場合、配置図に生産ラインを矢印で示すこと		・直接事業の用に供している部分であること ・直接事業の用に供している機械及び装置であること			0
8	事業計画書(事業の計画が分かるもの)	0	・一の設備を構成するものであること	0	0	0

◎必須書類

No	提出書類※1	様式の有無※2	確認事項 —		申請資産の種類		
110	) <b>火山</b> 盲規公1	がたいり 無※2			家屋	償却資産	
9	申請資産が減価償却資産であることが分かるもの(申請資産の記載があるもの) 【個人】 (確定申告書添付の)青色申告決算書 【法人】 法人税施行規則別表16の(1)(2)及び付表		・減価償却資産であること	©	©	©	
10	取得価額が分かるもの ・売買契約書 ・工事請負契約書 ・納品書 など		・令和9年3月31日までに取得していること ・取得価額の合計額が要件を満たしていること ・取得要件(取得区分)を満たしていること ・取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当 該家屋の建設の着手があった場合の土地であること ・対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること	0	©	©	
11	青色申告書を提出していることが分かるもの 【個人】 確定申告書B 第1表 【法人】 法人税申告書別表1(1)		・青色申告書を提出する個人、又は法人であること	0	©	0	
12	法人の履歴事項全部証明書(法人登記簿) ※個人事業主の場合は、提出不要		・資本金の額	0	0	0	
	事業年度開始の日前3年間の決算書		・適用除外事業に該当、非該当	0	0	0	

<sup>※1</sup> No1、No2、No8、No14、No16以外の書類については、写しを提出 ※2 〇・・・市が指定する様式にて提出してください。

●該当する場合にのみ提出が必要な書類

No	提出書類※1	様式の有無※2	確認事項	申請資産の種類		
140		近山首類※I		土地	家屋	償却資産
14	【申請する資産が未登記家屋及び当該家屋に係る土地である場合】 新増築所有者届、または賦課名義変更申告書 ※既に市に提出している場合は、不要	0	・令和9年3月31日までに取得していること ・市町村計画に記載された産業振興促進区域の資産であること	•	•	
15	【屋外に生産工程と密接不可分な設備を配置している場合】 償却資産の使用状況が分かるもの(次の全ての書類) ・機械及び装置の配置図 ・生産工程表 ・配置している状況が分かる写真 ※配置図、写真には償却資産申告書に記載した名称を記入すること ※製造業の工場の場合、配置図に生産ラインを矢印で示すこと		・屋外の土地等対象家屋内における生産工程と密接不可分な生産・ 作業工程を組成する工業生産設備のための屋外の土地であること	•		
16	【資本金額が5,000万円超える法人、かつ既存設備の取替え又は更新のために工業生産設備の新増設した場合にのみ提出】 増設に伴う増加生産額一覧表	0	・その新増設により生産能力が従前に比して相当程度(概ね30%) 以上増加したときにおける当該工業生産設備のうちその生産能力が 増加した部分に係るものであること			•
17	【相続その他の事由により事業を承継した場合に提出】 ②事業を承継した場合、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降3か年度内の残期間に対し、承継者に課税免除を受けることができる可能性があります。適用には一定の条件がございますので、 <b>まずは本市資産税課までご相談ください。</b> 所得税の青色申告承認申請書の写し(税務署受付印のあるもの)、その他事業の承継の事実を証する書類 ※青色申告承認申請書については、お近くの税務署にご相談ください。		・事業を承継していること	•	•	•

<sup>※1</sup> No1、No2、No8、No14、No16以外の書類については、写しを提出 ※2 〇・・・市が指定する様式にて提出してください。